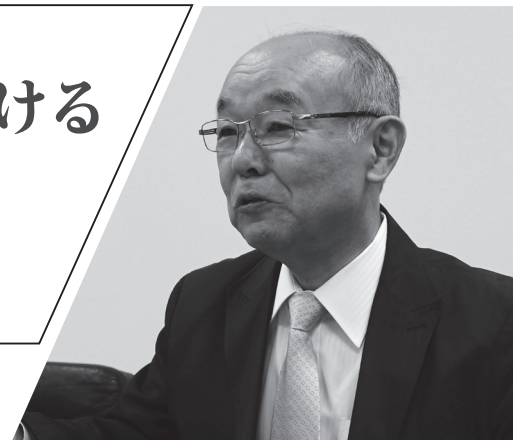


# Interview

## 自動車部品工業会 JAPIA における 化学物質管理



筒井 氏  
JAPIAを取り巻く状況とその中での活動の考え方をお話しいただいた

(一社)日本自動車部品工業会  
技術部 部長 筒井 将年(つづいまさとし) 氏  
環境対応委員会 製品環境部会 部会長 清水 康弘(しみず やすひろ) 氏

自動車産業における化学物質管理に関しては、以前に自動車工業会への(本誌 2017 年 1 月号)へのインタビュー記事を掲載させていただいているが、今回はサプライヤとして日本の自動車産業を支えている自動車部品工業会に対して取材をお願いした。

一台の自動車には電子機器産業、化学工業をはじめ、現代の技術の粋が集められている。それだけに、あらゆる分野の複雑怪奇な規制の網に直面せざるを得ず、その対応は容易ではない。また、欧州やアメリカ、近来では中国などを相手にしたグローバルな競争にさらされて、さまざまな困難に打ち勝っていく必要がある。こうした状況の下、自動車サプライヤ企業の集合体である自動車部品工業会はどのような役割を演じているのか。化学物質管理を中心に据えて、日々の活動を詳しく伺った。他業界の読者も是非参考に一读いただきたい。

### 日本自動車部品工業会 JAPIA について

— 本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、はじめに日本自動車部品工業会 JAPIA(以下、JAPIA)様の組織の構成と活動内容についてご紹介くださいませんか。

筒井 どうぞよろしくお願いいたします。まずは、組織の構成についてですが、JAPIAには各種の委員会が

運営されており、技術関係であれば総合技術委員会というものがあります(図表 1: 次頁)。技術系のトップの委員会で、JAPIAの副会長が委員長を務めています。この委員会の下に、環境対応委員会というものが属しており、化学物質管理を含めた環境対応に当たっています。さらにその下には、生産環境部会、製品環境部会という活動が部会として存在します。

自動車メーカーさん、自工会さん(日本自動車工業会)との関係がありまして、そうした関係性を踏まえた上で、答えを出していかなければなりませんので。そうした対応のために、ワーキング、分科会というかたちで活動していたものが、下から積み上がってきて今の部会のかたちにまでなったということです。

— ありがとうございます。会員はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

筒井 毎月多少増減はあるんですけど、現時点では正会員、準会員を含めて440人●ご確認ください●ですね。

## 化学物質規制管理とこれまでの足取り

— 製品環境部会での化学物質管理関連の活動について詳しく伺えますか。

清水 活動の発端はヨーロッパのELVの指令ですから、目的はふたつあります。ひとつには重金属4物質をどうにかして減らそうということ。もうひとつには、自動車メーカーさんが自動車のリサイクル率の計算をしなければならぬために、その計算に必要な材料をそろえることです。後者は、つまりわれわれは物質調査のツールであるJAMAシート(自動車産業において含有化学物質の調査を行うためのフォーマット)を作って、実際に製品として流れてくるものの中に何が入っているのか(燃えるのか燃えないのか、金属類なのか非金属なのか等々)材料データをそろえるということなのです。

しかし、2006年にヨーロッパでREACH規制がはじまりました(実際のスタートは2008年からです)、少しずつ活動の内容が変質してきました。今までは4物質だけに注目していたのですけれど、物質の数が4ではなくて化学物質を全体管理しなきゃいけないというムードが変わってきたということがありました。結果、それまでリサイクル率を計算するために作ってきたJAMAシートも、化学物質を管理する目的で使うようになってきました。そういうものに合わせて、私どもの仕事の内容もだんだん変わってきたというのが実情です。

今REACH規制の話をしましたけど、翻って日本国内の状況はどうかといいますと、自工会さんがジェントルマン・アグリーメント(紳士協定)というやり方で先手を打ち、規制化される前に自工会自主取り組みというかたちになったので、法規制はないんです。アメリカでも同様な経緯で、基本的に規制はありません。

そうなってくると、やはり気になってくるのが中国だろうと思います。実は、中国も似て非なる物質調査のツールCAMDS(China Automotive Material Data System)というものを2008年ごろから作ってきてまして、それにどう対応していくのかということが、JAPIAにとっても、この製品環境部会にとっても大きなテーマとして、現在に至っております。



清水氏  
ご苦勞も交え、サプライヤとしての活動を具体的にお話しいただいた

## サプライチェーンにおける情報開示 ～ノウハウをいかに守るか～

—— ありがとうございます。つづいて、サプライチェーンにおける情報開示のあり方、考え方、このあたりについてお話しいただけますでしょうか。

清水 難しい話ですね。われわれふたりはTier1(メーカへ納入する一次サプライヤ)ですし、Tier2のメーカ(Tier1企業へ納入する二次サプライヤ、以下同)さんもTier3のメーカさんもJAPIAに入っていたいているんですけど、残念ながら上流の材料メーカさんはほとんど加入されていないんですね。Tier1から中間のサプライヤさんまでが中心です。そうしますと、組み付けだとか、あるいは途中でゴムを練ってそれを加工してというようなメーカさんが多いわけなのですが、わたくしものの中では、そういったノウハウをどうやって守るのかということを考えていかなければならないんです。

情報伝達そのものはIMDS(International Material Data System:自動車産業における材料データベース)ですとしても、私どもがツールとして作ったJAMAシートは「Misc10%」\*ということで、基本的なノウハウ部分はその10%の中に隠す等のやり方をして、なるべくノウハウが外に漏れないように、サプライチェーンの次の工程にいかないように、という活動をしてきているというのがひとつです。

\* Misc 10%:

規制がかかっておらずGADS等のリストに掲載されていない化学物質に限り、材料の10重量%までであれば、以下のふたつの方法で隠すことができる。ひとつには、機密扱いとする方法。この場合には、MDSを発行した会社、もしくはトラストユーザーとして認められたユーザのみが中身を確認できる。今ひとつは、ワイルドカード/ジョーカーといわれる種類の化学物質にしてしまう方法("Misc., not to declare" など9種類のワイルドカード/ジョーカーがある)。この場合には、MDSを発行した会社以外、

その内容は誰にも分からない。ただし、このMDSを発行した会社は、この化学物質に関するデータを、最低30年は保管しておかなければならない。後になって規制物質が増加したり、その物質が原因と疑われる問題が起きたときに、それが実際には何であるのかすぐに知ることができるようにするためである。

ただこれに対して、欧州の自動車メーカさんなどは、情報を全部出すように求める傾向があるんですね。REACH規則では、今現在は例えば10物質規制されていても、来年になると10が20になって、やがて30になって50になってと、どんどん増えていくわけですね。そうすると、現在はMiscの中に入っている化学物質を、いずれは開示しないといけなくなるかもしれないわけですね。少なくとも物質が規制される度に、Miscの中にそれが入っていないかひとつひとつ調査する必要があります。それならば、わざわざMiscに隠さないで最初から全部出したらいいだろうと、欧州の自動車メーカさんは考えるんですよ。

筒井 商慣習の違いでしょうか。ヨーロッパでもやはり自動車メーカは強いのですけれど、同時に材料メーカさんが非常に強くて、最上流と最下流が手を結んで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇●ご確認ください●の動きをしているということがあります。

一方、日本の事情はどうかといいますと、日本にあっても、もちろんOEMさんは強いのですけれど、ヨーロッパとは違って、部品メーカも結構育ってきているんです。部品メーカそのものが開発に携わっているということも少なくないですし、部品メーカ自身がノウハウを持っているということも結構多いんですね。そういう点で、やはりノウハウをどのように扱っていくのか、ということは課題にはなっていますが、ヨーロッパの自動車メーカのような、情報に対する強い要求はないのではないかと思います。

今では必要な情報を最低限は集めることができるようになってはいますが(しかし「最低限」ということは強調しておきたいと思います)、JAMAシートがはじまった当初は、きちんとした情報伝達の仕組みをつくり上げることに汲々としていたのも事実ですね。情報を出せないという材料メーカーさんに対して、説得作業などもかなり行ってきた経緯もあります。これからは、そうした情報が本当にどこまで必要となるのか、管理していかなければならないのか、そういった方向性を考えていくことが大事になっていくのだらうと思います。

ただ、そのためには、われわれサプライヤ、各Tierが、きちんと化学物質管理をやっていかないと回っていかないと思うんですね。全部情報を出せばOEMさんが管理してくれるというやり方も確かにあるのかもしれませんが、やはりそういうわけにはいかないですので、われわれサプライヤが責任を持って対応していくことが大切なんです。

## 中国への情報伝達

清水 今の話を承けて中国の話も少ししますと、サプライヤが責任をもってということはもったもな話なのですが、反面、もう今はどこでもものを作っていますし、調達ルートも複雑怪奇になっております。ですから、私どもの情報やデータといったものも当然中国に流れていくんです。現在、中国にはIMDSの仕組みと似て非なるCAMDS(China Automotive Material Data System)という別の仕組みがあり、建前としては情報は管理されていることになっております。しかし、結局、政府系機関が中身を見られる仕組みになっているんですよ。

自動車メーカーに対しても相応のプレッシャーがかかりますので、だんだん白旗を挙げて、われわれもIMDSに倣ったデータを出してくれといわれつつあるんです。

筒井 基本的に化学物質管理はきちんとしなきゃいけない。しかし、自分たちのノウハウも守っていかなければならない。そういうせめぎ合いが、われわれにとっては頭の痛い課題です。

そうすると、中国でこのままのかたちで情報が流れるのはまずいというのが、やはり私どものコンセンサスです。中国向けにデータを出すときにはOEMさんとの間で協力して……ということもあったのですが、このところそれも通じなくなってきました。

# 欧州における食品接触材料の 規制について

(公社)日本食品衛生協会 食品衛生研究所 化学試験部  
野田 晴美 (のだ はるみ)

多くの食品は、最終的に私たちが食する前に、その食品の製造・加工、保管・輸送、調理及び食事に提供されるまで多くの材料や包装材・製品と接触する。例えば、食品を輸送するための保管容器、食品工場で食品を処理する機械、包装材料、台所用品や食器がある。そのような材料や包装材・製品は、食品接触材料(フードコンタクトマテリアル/FCM)と呼ばれる。

食品接触材料は、食品と接触することを意図しているか、既に食品と接触しているか、または予測可能な使用の範囲で食品と接触するかにより、その材料及び製品中の成分が食品に移行する可能性がある。

食品接触材料は、欧州の枠組み規制(EC)1935/2004第3条で規定されているように、人の健康を危険にさらさず、食品成分に許容範囲以上の変化を与えてはならず、味やにおいなどの変質を及ぼしてはならないなど食品の品質に影響を与えないものである必要があり、且つ適切な衛生試験による品質管理が必要になる。

欧州では、消費者の健康を守り、内部市場の効果的な機能を確保することを目的に、食品接触材料の安全を確保したうえで製品が販売されることを促進されるよう、上記の枠組み規制(EC)1935/2004のような事業者が遵守しなければならない規則を規定している。

ここではその欧州における食品接触材料規制について紹介する。

## 1. 食品接触材料の対象

食品に接触する材料及び製品に関する規則(EC)1935/2004では対象を下記のように定義されている。

- ・食品への接触を意図されるもの
- ・既に食品と接触しているもの
- ・食品に接触することが合理的に予測されるもの

Annex Iには材料及び製品が17種挙げられている。

図表 1

対象材	規制/指令
アクティブ・インテリジェント材料及び製品	(EC)No.450/2009
接着剤	
セラミック	84/500/EWG, 2005/31/EG
コルク	
ゴム	
ガラス	
イオン交換樹脂	
金属・合金	
紙・段ボール	
プラスチック	(EU)No.10/2011, 2002/72/EG, 82/711/EWG.85/572/EWG
印刷用インク	
再生セルロース	83/229/EEC, 2007/42/EG
シリコーン	
繊維	
ニス・コーティング材	(EC)No.1895/2005
ワックス	
木材	



食品接触材料に関するEU規則は、一般的な適用範囲であり、すなわち、すべての食品接触材料に適用されるか、または特定の材料のみに適用される。特定の規則が存在しない場合、加盟国の国内法や欧州評議会の決議及びガイダンスにより補完されることがある。

例)

ドイツ: ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)の勧告による基準

紙・板紙、シリコン、天然ゴム等

フランス: フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)による要求

アルミニウム、ステンレス鋼、コーティングされている及びされていない鋼鉄、木材等

イギリス: 食品法、食品安全法、英国プラスチック連盟(BPF)等が作成したBPF基準

欧州評議会: Resolution AP(89)1 colorants in plastics  
着色材のリスク評価方法

- ・商品包装材料及び製品は、GMPを準拠して製造し、且つ
- ・人の健康を危険にさらしてはならない
- ・食品成分に許容範囲以上の変化を与えてはならない
- ・味やにおいなど変質をおよぼしてはならない

さらに第16条では、

- ・適用される規則に適合していることを宣言する文書を添付することが求められる
- ・適合していることを証明する適切な文書が準備されていない

とされている。

食品への接触を意図した材料及び製品のためのGMPに関する委員会規則(EC No.2023/2006)適用範囲は第2条に明記されている。

- ・材料及び製品の製造、加工及び流通における全業種、全行程に適用
- ・出発材料の製造は除外

## 2. 食品接触材料に対する規制

1976年に発令された総括指令(76/893/EEC)は1989年にプラスチックに関する概念を含め修正(89/109/EEC)された後、1990年にプラスチック材料の基本指令(Directive 90/128/EEC)が公布され、最初のモノマーPL指令が提示された。

その後、十数回の修正と追加がされ、2004年に現在の総括規則(EC No.1935/2004)、2006年にはGMPに関する規則(2023/2006/EC)、2011年にはプラスチック施行規制(PIM)の既定(EC/10/2011)が施行され、食品接触用途の合成樹脂製品に使用可能なモノマー及び添加剤のPLによる管理が開始された。

### 総括規則(EC No.1935/2004)

食品に接触することを意図する材料及び製品に関する規則(EC No.1935/2004)の第3条では次の通り既定されている。

第5条では「文書化された品質保証システム」により組織体制の整備を、第6条では「品質管理システム」、第7条で「公定やシステム、記録の文書化」について定められている。

さらにAnnexには製品の非接触面に印刷インキを使用する場合は、重ねた時に食品接触面に移行しないように取り扱うなど印刷インクの非接触面への塗布についての記載がある。

# 日本の食品用器具・容器包装材料規制 ～業界自主規制と法改正によるPL化動向～

塩ビ食品衛生協議会 常務理事

石動 正和 (いすぎり まさかず)

## 1. 概要

食品用器具・容器包装規制に関し我々を取り巻く環境は大きく変わろうとしている。世界の規制の枠組みは、この間いわゆるネガティブリスト(NL)制度からポジティブリスト(PL)制度に変化してきた。日本は食品衛生法第18条の下、厚生労働大臣が必要と判断したとき規格基準を設定できる。即ち法制度はNL制度に拠ってきたと言える。一方1967(S42)年弊協議会が設立したのを起点としてその後10年間の間に三つの衛生協議会が設立され、それぞれが自主規格の下でPLを創設した。2016年8月より食品用器具・容器包装の規制に関する検討会が8回開催され報告書が取りまとめられ、衛生協議会の活動実績を踏まえた国の

PL制度の設立が提案された。この提案は2018(H30)年通常国会に改正食品衛生法を上程することで制度化される流れにある。本稿では、まずPL制度とNL制度の特徴を整理し、改正食品衛生法に同時に盛り込まれる予定のHACCP制度化との関係を確認し、最後にPL制度化について衛生協議会としての問題点を整理し、対応のあり方を示唆する。

## 2. PLとNL

### ～それぞれの特徴を考える～

PL制度を採用している国、NL制度を採用している国はどこか(図表1)。

図表1 二つの制度を採用している国々

PL制度を採用している国	NL制度を採用している国
米国、欧州 28ヶ国、欧州経済領域(EEA) (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ)、スイス、トルコ、イスラエル(但し欧州規制をリファー)、インド、中国、ASEANの2ヶ国(インドネシア、ヴェトナム)、湾岸協力会議(GCC)加盟6ヶ国、南米共同市場(MERCOSUR)加盟5ヶ国、オーストラリア、ニュージーランド(但し欧米規制をリファー)など	カナダ、ロシア、日本、韓国、台湾、ASEANの8ヶ国など

### 2.1 NL制度をもつ国が今後抱える問題は何か

NL制度については法的拘束力が少なく、国内市場が順調に発展し、いわゆる地産地消が安定している間はむしろ商品開発に有利な環境かも知れない。また事業者の安全意識が平均的に高く、且つ食料自給率が高い国はNL制度で良いのかも知れない。しかしグローバル化が進むとき、輸出については相手国のPL制度が貿易障壁となり、輸入については相対的に低品質製品が増える恐れが生じてくる。

### 2.2 PL制度をもつ国が抱える問題は何か

大きく見て次の課題に対応する必要があるのではないか:より幅広い法律の制定、新規物質のリスク評価方法の策定、関連業務を運営する組織整備、専門家の育成。

### 2.3 発展途上国もPL制度を採用しているが実際に運用されているのか

PL制度の内容を調べると、MERCOSURはプラスチック指令のPLを、GCCは欧州のプラスチック規則(PIM)のPLをそのまま使用している、インド、インドネシア、ベトナムは独自のリストを作成している。ある専門家の分析では、運用の実態を5段階評価し、欧米を5としたとき、例えばMERCOSURは3のレベルと聞く。制度が導入されても、法令遵守の精神の下、実際にその制度が運用されているのか。制度導入と実際の運用の二つが確認され、評価されねばならない。

### 2.4 比較的リスクが低いと言われる食品接触材料分野で、なぜ負担の大きなPL制度が主流になっているのか

発展途上国で事実上スタンダードになっているのは欧州の規制である。欧州はこの制度を検討した最初の段階(1976年)から、人健康保護と貨物の自由な流通をうたっている。前者の観点からは、リスク評価指標としての特定移行量制限(SML)が科学的合理性をイメージさせてきた。後者の観点からは、欧州規制を欧

州域内に留まらず世界に向け広報、発信してきた。特に中国、ASEANなどへの長期にわたる組織的働きかけには顕著なものがある。今日のグローバルスタンダード化は工業先進国の戦略の成果である。

### 2.5 PL制度をもつ国とNL制度をもつ国の共存は成り立つのか

一般論としては国際基準を設け法制度のギャップを解消することが考えられる。しかし当該分野を長年リードしてきた欧米の法制度の中にも既に大きな違いがあり、これらのギャップを埋めるのは容易ではない。対応は二つに絞られる:①事実上グローバルスタンダードとなったPL制度に基づくハーモナイゼーション、②異なる制度の存置を前提とする相互認証。この中で後者が当面の現実的な共存関係ではないか。

---

## 3. HACCP(危害分析・重要管理点)とPL～二つの国際標準化～

---

### 3.1 背景

2015年10月5日環太平洋・パートナーシップ協定(TPP)は大筋合意に至った。また成長戦略として日本食の海外普及が重要な施策とされ、東京オリンピック・パラリンピック開催年の2020年には日本の農林水産物・食品の輸出額1兆円が目標とされている。こうした動きは食のグローバル化を一層拡大する。食品は容器包装と一体で動く。容器包装は一般に嵩高く輸送コストがかかるため、食品の出荷地点で製造される。即ち食のグローバル化は容器包装のグローバル化と一体である。特に日本は食料自給率が低い(39%、2014年農水省公表)海外からの輸入の割合が高くなる。こうした中、食品衛生法で規制される食品、食添、食品用器具・容器包装の全体について国際標準化を図ることが大勢となった。

### 3.2 認証スキーム

日本食の輸出戦略は、国際標準化、具体的にはHACCPの制度化や世界食品安全イニシアティブ



(GFSI)に代表される第3者機関による認証取得などに  
抛り企画されている。欧州は2006年一次産品を除く  
全食品にHACCP導入を義務化した。米国は2011年食  
品安全近代化法(FSMA)により国内で消費される全食  
品にHACCP導入を義務化した。欧米がHACCPを制度  
化する中、法制度上ギャップを作ることは国際競争力  
の観点からも好ましくない。一方国内の実態として、  
大手食品業界、流通業界のHACCP普及率は概ね80%  
に達しているが、中小企業への普及率は25~30%に  
留まっている。しかし日本食に深く係わっているのは  
むしろ中小であり、ここでは安全管理が標準化よりも  
むしろ職人の長年にわたる経験と勘に頼ってきた。こ  
うした規制環境と市場実態がHACCP制度化の背景に  
ある。厚労省が主催し2016年3月7日初会合をもつ  
たHACCPに係わる「食品衛生管理の国際標準化に関  
する検討会」は、9回の会合を経てH28(2016)年末制  
度の枠組みに係わる報告書を作成した。

### 3.3 日本食品安全マネジメント協会

農水省の政策、日本発の食品安全マネジメントに関  
する規格・認証スキームを運営検討する(一財)日本  
食品安全マネジメント協会(三菱総研に事業委託)は、  
2016年1月28日発足式をもった。定款第4条は、食  
品安全、品質管理及び信頼性の向上に資する規格・ガ  
イドライン整備、規格・認証スキームの運営、人材  
の育成、調査研究並びに情報収集分析及び提供を事  
業内容として示している。発足に先立つ準備委員会に  
は45社が参加し、設立段階では大手食品、流通企業  
を中心に18社が加入した。この18社は、定款第5条  
に基づき法人設立にそれぞれ2,000千円を拠出してい  
る。同協会の発足は、既存の組織をベースにしたもの  
ではなく、各企業の賛同に基づいている。同協会は国  
の予算ベースの運営から自立できるか課題を抱えてお  
り、参加企業による会員増強が課題となる。

### 3.4 HACCP 支援法

HACCP 支援法(食品の製造過程の管理の高度化に関  
する臨時措置法)(農水省・厚労省共管)は、食品の安

全性の向上と品質管理の徹底への社会的要請に応え、  
食品製造業者全体へのHACCP普及を目標とし、事業  
者が必要とする設備導入への経済的援助などを整備し  
ている。同法はH10(1998)年5月に5年間の時限法  
として制定され、その後5年ごとに延長が図られてき  
た。直近のH25(2013)年12月20日に施行された改  
正HACCP 支援法は、施行後5年を目途に状況を確認  
し適切にHACCP導入を推進するとした。即ち、制度  
化の判断はH30(2018)年末までに行うとされていた。  
2016年1月13日付読売新聞朝刊(第1面)報道の通り、  
これは前倒しされ2016年初頭に事実上決定した。

### 3.5 HACCPに係わる食品衛生法改正

食品衛生法第13条はHACCPに係わり、食品、食添  
の製造者、加工者から申請があったとき、その認証を  
与えることができるとしている(総合衛生管理製造過  
程)。現段階では事業者に推奨される制度であり強制  
される制度ではない。「食品衛生管理の国際標準化に  
関する検討会」は2016年HACCP制度の基本的枠組み  
策定を決定している。国際標準化の必要性を社会に広  
く訴求するため、2020年東京オリンピック・パラリ  
ンピック開催年までに施行し実効性の確認まで進める  
可能性が高い。報道の通り、事業規模に抛る普及率の  
実態を考慮し規制範囲を順次拡大する。先述のように  
大手の普及率は高いが全てではない。施行後は全事業  
者に強制力が生じる。混乱を避けるため一般に経過措  
置が設けられる。

### 3.6 器具・容器包装のPLに係わる食品衛生 法改正

食品用器具・容器包装は食品衛生法で管理される。  
第3条は規制範囲を食品用器具・容器包装の製造者、  
輸入者、販売者と規定している。これら事業者は自ら  
の責任において器具・容器包装の安全性の確保が求め  
られるため、使用する原材料の安全性確保にも責任が  
及ぶ。一方原材料に係わる事業者の責任は法に直接に  
は示されていない。しかしPLは原材料に直接係わる  
制度である。そのためPLの制度化では、原材料に係

# 中国における食品接触材料規制

ハニカム・テクノロジー(株)  
コンサルティング事業部

## はじめに

中国では近年、食品接触材料及び製品(Food contact materials and articles, 以下、「FCMA」という。)の製造・輸入に係る規則類の改定が相次ぎ、法体系の整備が進められてきている。法規制状況の変化に対して、中国へのFCMA輸出を実施、または実施予定の日本企業としては取るべき対応が気にかかるところである。本稿では、中国における食品安全を取り巻く状況から、食品接触材料の改正国家標準のポイント、制限要件に係る関連試験の概要、新品種申請手続き、適合性声明について紹介する。

## 1. 中国での食品安全について<sup>1)</sup>

中国では、1995年に「食品衛生法」を制定、「国民の身体の健康を保障し、国民の体質を増強する」という立法趣旨の下で食品の管理が行なわれていた。しかしながら、食品の安全を揺るがす問題が相次いで起こり、健康被害の疑い、国外からの非難、そして国内における社会不安から政治問題への発展が懸念される事態となっていた。例えば、ペットフードに有害物質の混入があり大規模なリコールがあった事件(2007年3月)、冷凍ギョーザに殺虫剤が含まれ食中毒を起こした事件(2007年12月)、粉ミルクへのメラミン混入に

より乳幼児に肝臓結石の被害が生じた事件(2008年9月)などが有名であろう。死者が出ている事件も含まれており、人々の生命を脅かす事態といえる。

これらの食品問題の情勢に加えて、「食品衛生法」では複数の行政機関による管理に起因する責任の所在の不明確さ、規則類の不整備といった運用上の欠陥を抱えていた。中国では公的な規格として中国国家標準(GB)を定めており、日本のJIS規格に近いものだが遵守が求められる強制規格である。食品や関連製品のGBとして食品安全国家標準が種々定められていたが、整理がされておらず内容が重複する標準が幾つも併存しているという問題があった。

そこで中国では法整備が実施され、「食品衛生法」に代わる法規として「食品安全法」が制定された(2009年2月制定、6月施行)。「食品安全法」では「公衆の身体の健康と生命の安全を保障」することを立法趣旨とし、「生命の安全」を重視した管理体制へと移行された。また、管理監督体制は明確な規定が為され、食品安全国家標準も改廃や統合によって統一化が図られた。

以上の経緯で「食品安全法」による管理が始まったわけだが、この法規は食品そのものだけではなく、食品添加物やFCMAといった食品関連製品の取扱いにも適用される(第2条(三))。当該法規によれば、輸入された食品関連製品は食品安全国家標準への適合が求め

られ(第 92 条)、新品種は安全性評価資料の提出という行政手続きを踏まなければならないことが規定されている(第 37 条、第 93 条)。これらの対応は中国の輸入者、つまりは輸出元の日本企業にとっての取引先や自社の現地法人が対応を迫られるということである。中国への FCMA 輸出を実施或いは予定している日本企業にとっては輸入者との正常な取引のため、また接触食品の安全確保のため、「食品安全法」並びに関連する食品安全国家標準の理解が望ましい。

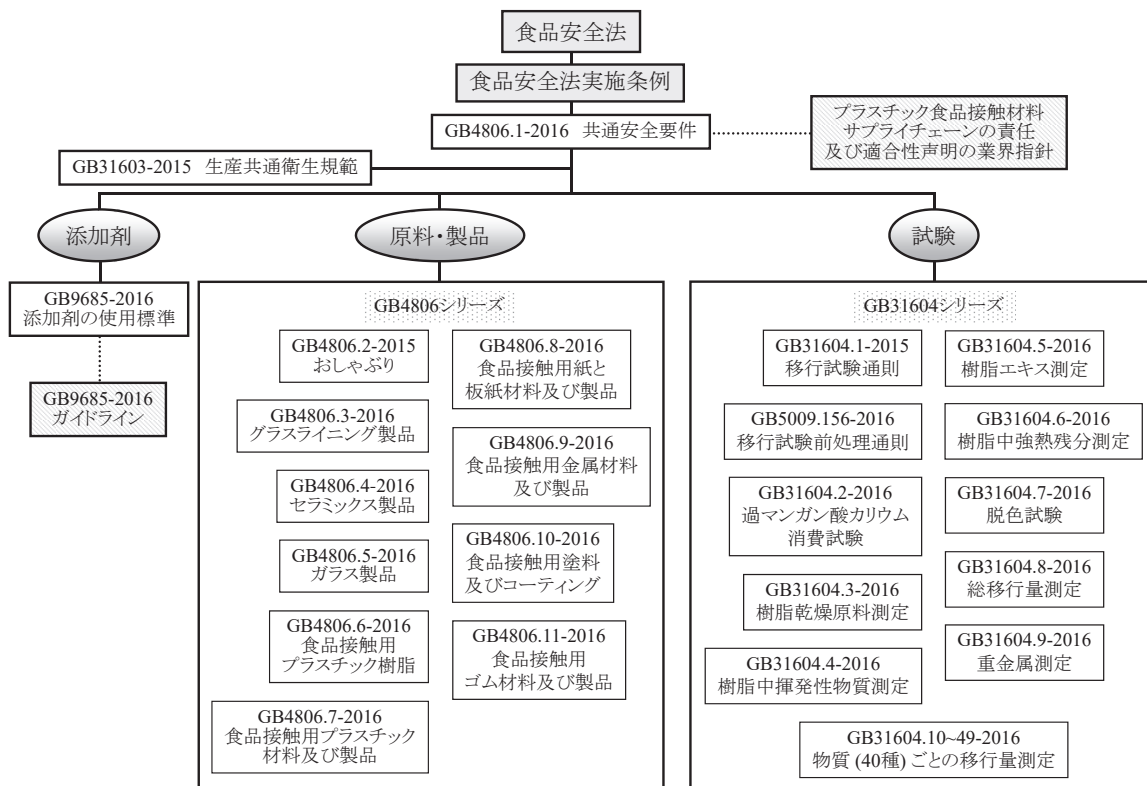
2015 年には食品安全法の改正が行なわれた。FCMA に係る整備としては、2015 年から 2016 年にかけて食品安全国家標準の改正が相次ぎ、2016 年 11 月には 53 種に上る標準が改正となった。

## 2. 食品安全国家標準改正の概要

前述のとおり食品安全法は 2009 年より施行されたが、企業経営者の不理解や細則の整備不足もあり、遵守が徹底されておらず食品問題が引き続き発生するという実態があった。このような事情もあって施行後も法整備が続けられ、2013 年には食品安全の監督管理を一本化した国家食品薬品監督管理総局が設立、

### 2.1 食品安全国家標準の体系

FCMA に係る食品安全国家標準は改正によって体系が整備、構築された(図表 1)。食品安全法、食品安全法实施条例を上位法とし、食品安全国家標準に共通する安全要件を記載した GB4806.1-2016 が定められている。具体的な規格としては、衛生規範、添加剤の標準、原料・製品の標準、試験の標準がある。原料・製品の標準は使用用途により分かれており(GB4806 シリーズ)、添加剤は GB9685-2016 として制定されている。原料・製品、添加剤の標準中には使用制限に係る要件(以下、「制限要件」という。)が定められており、その要件に関する試験の標準が GB31604 シリーズとなる。



図表 1 中国における FCMA に係る法規/標準の体系

# ～ 各社の化学物質管理 ～

## 第19回

# 住友電気工業における化学物質管理

住友電気工業(株) 生産技術本部 安全環境部

主幹 三島 隆之 (みしま たかゆき)

### はじめに

化学物質に対する規制は各国において年々強化されており、化学品だけではなく電気電子機器や自動車などの製品に含まれる化学物質も規制の対象となっている。本稿ではこのような規制の強化に対応するための当社グループの化学物質管理の取り組みについて、製品含有化学物質管理および化学物質管理システムを中心に紹介する。

## 1. 環境保全への取り組み<sup>1)</sup>

### 1.1 環境保全活動の位置付けと推進体制

化学物質管理の取り組みについて述べる前に、まず当社グループの環境保全への取り組みについて概説する。

当社グループは1997年の当社創業100周年を機に、経営の基本精神として図表1の「住友電工グループ経営理念」を制定した。

住友電工グループは

- ・顧客の要望に応え、最も優れた製品・サービスを提供します。
- ・技術を創造し、変革を生み出し、絶えざる成長に努めます。
- ・社会的責任を自覚し、よりよい社会、環境づくりに貢献します。
- ・高い企業倫理を保持し、常に信頼される会社を目指します。
- ・自己実現を可能にする、生き生きとした企業風土を育みます。

図表1 住友電工グループ経営理念

さらに、この経営理念を実現するための具体的な行動規範として2005年に図表2の「住友電工グループ企業行動憲章」を制定した。当社グループはこの企業行動憲章の項目の一つとして地球環境への配慮を取り上げ、環境保全への取り組みを経営の最重要課題の一つとして位置付けている。また、1997年には図表3に示した環境方針を制定した。

### 2.1.3 サプライチェーンにおける含有物質の情報伝達への対応

電気電子機器や自動車などの最終製品に対する含有物質規制を順守するためには、これらに使用される材料や部品について規制物質の含有の有無や濃度を把握する必要がある。そのためにはこれら材料や部品の製造者や販売者も含有物質情報を把握する必要があり、従ってサプライチェーンの川上企業から川下企業に至る含有物質の情報伝達が必要となる。国内法令のみでなく海外の法令についても、その国や地域へ輸出される規制対象製品や輸出先において規制対象製品に使用される材料や部品は規制を受けるため、日本国内においてもサプライチェーンでの含有物質情報の伝達は必須である。たとえ自社が海外への輸出を行っていないと、自社の材料や部品を使用した規制対象製品や中間製品がこれらの国へ輸出される場合は、含有物質情報をサプライチェーンの川下企業へ伝達する必要がある(図表6)。

当社グループでは、規制対象製品そのものを規制がある国や地域へ輸出するよりも、規制がある国や地域へ輸出される規制対象製品や輸出先において規制対象製品に使用される、材料や部品を顧客へ納める場合の方が圧倒的に多い。従って、これらの材料や部品については顧客への含有物質情報伝達が必須であり、各事業部および各関係会社において対応している。

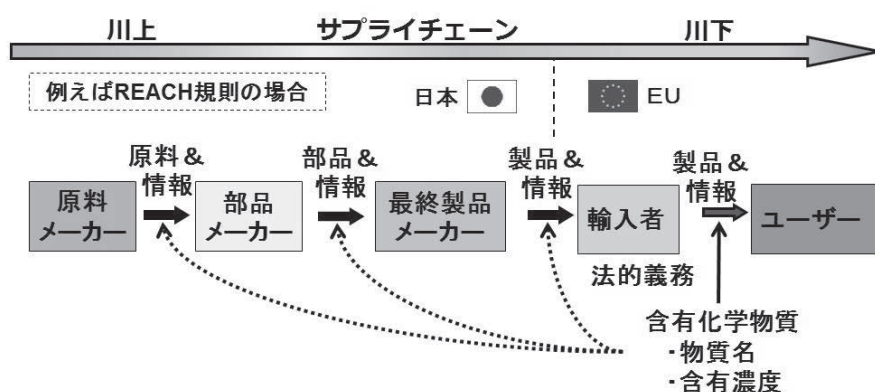
また、情報伝達の仕組みの変化に対応することも必要不可欠であり、今年度で管理化学物質の改訂等

が終了するJAMP MSDSplus/AISについては、現在、chemSHERPAへの移行作業を進めている。委員会がJAMP MSDSplus/AISを使用している事業部および関係会社を対象に説明会を実施しchemSHERPAの概要や移行の必要性の説明を行っているほか、事業部・関係会社がそれぞれ個別にJAMPや業界団体が実施している説明会に参加するなどによりchemSHERPAのデータ作成方法を習得し、顧客からの要求等に応じてJAMP MSDSplus/AISからchemSHERPAへの自社製品の含有物質データの移行を進めると同時に、サプライヤからの含有物質情報の入手についてもchemSHERPAへの移行を進めている。

なお、当社グループでは含有物質情報伝達の仕組みについては2.2項で述べるガイドラインの中で特定のものに統一することはせず、chemSHERPA、JAMP MSDSplus/AIS、IMDS、JAMA/JAPIA統一データシート等、顧客からの要求に合わせて、あるいは各部門で扱う製品に合わせて、各事業部・関係会社がそれぞれ適切なものを選択し使用している。また、JAMP MSDSplus/AISからchemSHERPAへの移行に伴い必要なガイドラインの改定を行ったが、chemSHERPAへの移行時期等については各事業部・関係会社により異なる。

### 2.1.4 ガイドラインの制改定と周知

当社グループでは製品含有物質管理に関するガイドラインを定めているが、その制定や改定に当たって



図表6 サプライチェーンにおける含有化学物質の情報伝達